



豊監公表第15号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）4月28日

豊中市監査委員	岸本康孝
同	相間佐基子
同	酒井哲也
同	藤田浩史

(公 印 省 略)

豊 中 事 第26号
令和3年(2021年) 4月12日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹
(公 印 省 略)

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和2年12月25日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
こども未来部 こども事業課	豊中市事務決裁規程第9条第4号又は第17号の規定により市長の決裁を受けて制定すべき「豊中市保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）補助金要綱」が、同規程第11条第1項第2号の規定を適用して部長専決で制定されていた。	要綱の制定・改廃時の専決事項については、令和3年3月30日付け行政総務課発出事務文書「令和3年度規則改正等に伴う事務運用の変更について」および令和3年4月1日以降に適用される豊中市事務決裁規程に基づき適正に事務を執行してまいります。